

【公開版】

参考資料

2022年4月15日

再処理事業所

MOX燃料加工施設保安規定

日本原燃株式会社

改 正 来 歴

改正	年 月 日	改正内容
0	認可：令和2年9月16日 施行：令和2年9月17日	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（2020年4月1日施行）第二十二条第一項に基づき制定
1	認可：令和4年X月XX日 施行：令和4年X月XX日	品質・保安会議に係る事項の変更

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 規定の遵守	1
第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	1
第2章 品質マネジメントシステム	2
第5条 品質マネジメントシステム計画	2
第3章 保安管理体制	23
第6条 保安に関する組織	23
第7条 職務	23
第8条 核燃料取扱主任者の選任	24
第9条 核燃料取扱主任者の職務等	24
第10条 品質・保安会議の審議事項、構成等	25
第11条 燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	25
第12条 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	26
第4章 運転管理	27
(第13条 操作員の確保)	27
(第14条 巡視点検)	27
(第15条 マニュアルの作成)	27
(第16条 引継及び通知)	27
(第17条 設備運転開始前の確認事項)	27
(第18条 試験操作)	27
(第19条 火災発生時の体制の整備)	27
(第20条 内部溢水発生時の体制の整備)	27
(第21条 その他の自然災害発生時の体制の整備)	27
(第22条 資機材等の整備)	27
(第23条 重大事故等発生時の体制の整備)	27
(第24条 大規模損壊発生時の体制の整備)	27
(第25条 運転上の制限)	27
(第26条 異常発生時の基本的な対応)	27
(第27条 異常時の措置)	27
(第28条 異常収束後の措置)	27
第5章 核燃料物質の管理	28
(第29条 核燃料物質の運搬)	28
(第30条 核燃料物質の貯蔵)	28
第6章 放射性廃棄物管理	29
(第31条 放射性固体廃棄物の管理)	29
(第32条 放射性液体廃棄物の管理)	29
(第33条 放射性気体廃棄物の管理)	29
(第34条 放出管理用測定器の管理)	29

(第 35 条 頻度の定義)	29
第 7 章 放射線管理	30
(第 36 条 管理区域の設定及び解除)	30
(第 37 条 管理区域内における区域区分)	30
(第 38 条 管理区域内における特別措置)	30
(第 39 条 管理区域への出入管理)	30
(第 40 条 飲食及び喫煙の禁止)	30
(第 41 条 保全区域)	30
(第 42 条 周辺監視区域)	30
(第 43 条 線量の評価)	30
(第 44 条 床、壁等の除染)	30
(第 45 条 外部放射線に係る線量当量率等の測定)	30
(第 46 条 放射線測定機器の管理)	30
(第 47 条 管理区域外からの搬入及び運搬)	30
(第 48 条 管理区域外等への搬出及び運搬)	30
(第 49 条 MOX 燃料加工施設外からの運搬)	30
(第 50 条 MOX 燃料加工施設外への運搬)	30
(第 51 条 協力企業への放射線防護)	30
第 8 章 施設管理	31
第 52 条 施設管理計画	31
第 53 条 設計管理	34
第 54 条 作業管理	34
第 55 条 使用前事業者検査の実施	35
(第 56 条 定期事業者検査の実施)	36
(第 57 条 加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	36
第 9 章 緊急時の措置	37
(第 58 条 原子力防災組織)	37
(第 59 条 原子力防災組織の要員)	37
(第 60 条 緊急作業従事者の選定)	37
(第 61 条 原子力防災資機材等の整備)	37
(第 62 条 通報経路)	37
(第 63 条 緊急時演習)	37
(第 64 条 通報)	37
(第 65 条 緊急時体制の発令)	37
(第 66 条 応急措置)	37
(第 67 条 緊急時における活動)	37
(第 68 条 緊急作業従事者の線量管理等)	37
(第 69 条 緊急時体制の解除)	37
第 10 章 保安教育	38
第 70 条 保安教育	38

第11章 記録及び報告	39
第 71 条 記録	39
(第 72 条 報告)	39
第12章 核燃料物質の搬入を開始する前までに定める事項	40
第 73 条 核燃料物質の搬入を開始する前までに定める事項	40
附則	41
別図 1 組織図	42
別表 1 施設の管理に関する業務の担当課長	43
別表 2 保安教育実施方針	44
別表 3 保安に関する記録 (その 1)	45
別表 3 保安に関する記録 (その 2)	46
別表 3 保安に関する記録 (その 3)	47
別表 3 保安に関する記録 (その 4)	48
別表 3 保安に関する記録 (その 5)	49
別表 3 保安に関する記録 (その 6)	50

再処理事業所 MOX燃料加工施設 保安規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、再処理事業所MOX燃料加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。

(規定の遵守)

第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。
2 燃料製造事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。

(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)

第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。
2 各職位（この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。

第2章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

1 目的

本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものその他品質管理基準規則に従う。

(1) 加工施設

法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(1) 第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うこという。）

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）

a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

- b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
- c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）
- (3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。
- a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。
 - b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。
 - c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの除外。）を含む。）
 - d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）
 - e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - f. プロセスについて、意図した結果を得るために、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）
 - g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。
 - h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）
- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。
- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。

- g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようとする。
- (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

- a. 品質方針及び品質目標
- b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」
- c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書
- d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。

- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

- (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）
- (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）
 - a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
 - c. a. 及びb. の審査並びにb. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）
 - d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。

e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようによること。

g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

- (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。

5 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

a. 品質方針を定めること。

b. 品質目標が定められているようにすること。

c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）

d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。

e. 資源が利用できる体制を確保すること。

f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。

g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。

h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人並びに組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）

a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）

b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。

- c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- d. 要員に周知され、理解されていること。
- e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）
 - a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）
 - b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
 - c. 資源の利用可能性
 - d. 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）
- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

- b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
- c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

5. 5. 3 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）
 - a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
 - b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
 - c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
 - d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
 - e. 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。
 - a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
 - b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
 - c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
 - d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
 - e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るもの含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。

- a. 安全・品質改革委員会
- b. 品質・保安会議
- c. 燃料製造安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）
- c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001(ISO9001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自動的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- e. 品質目標の達成状況
- f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g. 関係法令の遵守状況
- h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k. 部門又は要員からの改善のための提案
- l. 資源の妥当性
- m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）

5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
 - a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善
 - c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e. 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。

(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。

6 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

a. 要員

b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）

c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）

d. その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）

(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。

a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）

c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。

d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。

(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献

(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c. の事項を考慮して計画を策定することを含む。）

(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）

(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）

- a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起り得る結果
- b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
- c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
- d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
- e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

- a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- b. 関係法令
- c. a. 及びb. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。

- a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。
- b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
- c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようになるとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

- a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法
- b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話をを行う適切な方法
- c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確實に提供する方法
- d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c. を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）

- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
- 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

- (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
- 機能及び性能に係る要求事項
 - 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - 関係法令
 - その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

- (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。
 - 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。
 - 合否判定基準を含むものであること。
 - 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
- 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。

(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。

(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。

(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようとする。

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
 - a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）
 - e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g. その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関するこを含める。
- (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 個別業務の管理

7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。

- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
 - a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
 - b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
 - c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

- (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

- (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）
 - b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c. 所要の調整がなされていること。
 - d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）
- (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
 - a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - b. 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）
- (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）

- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができるなどを実証する。
- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。（「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）
- (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）

8.3 不適合の管理

- (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）
- (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）

- (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
 - 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
- (5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

- 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）
- 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
 - 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - 個別業務等要求事項への適合性
 - 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）
 - 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

8.5.2 是正処置等

- 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
 - 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含

む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)

(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

- b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
- c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
- d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)
- e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
- f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
(「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)
- g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。

(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。
(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)

8.5.3 未然防止処置

(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。
(「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)

- a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
- b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
- c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
- d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
- e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。

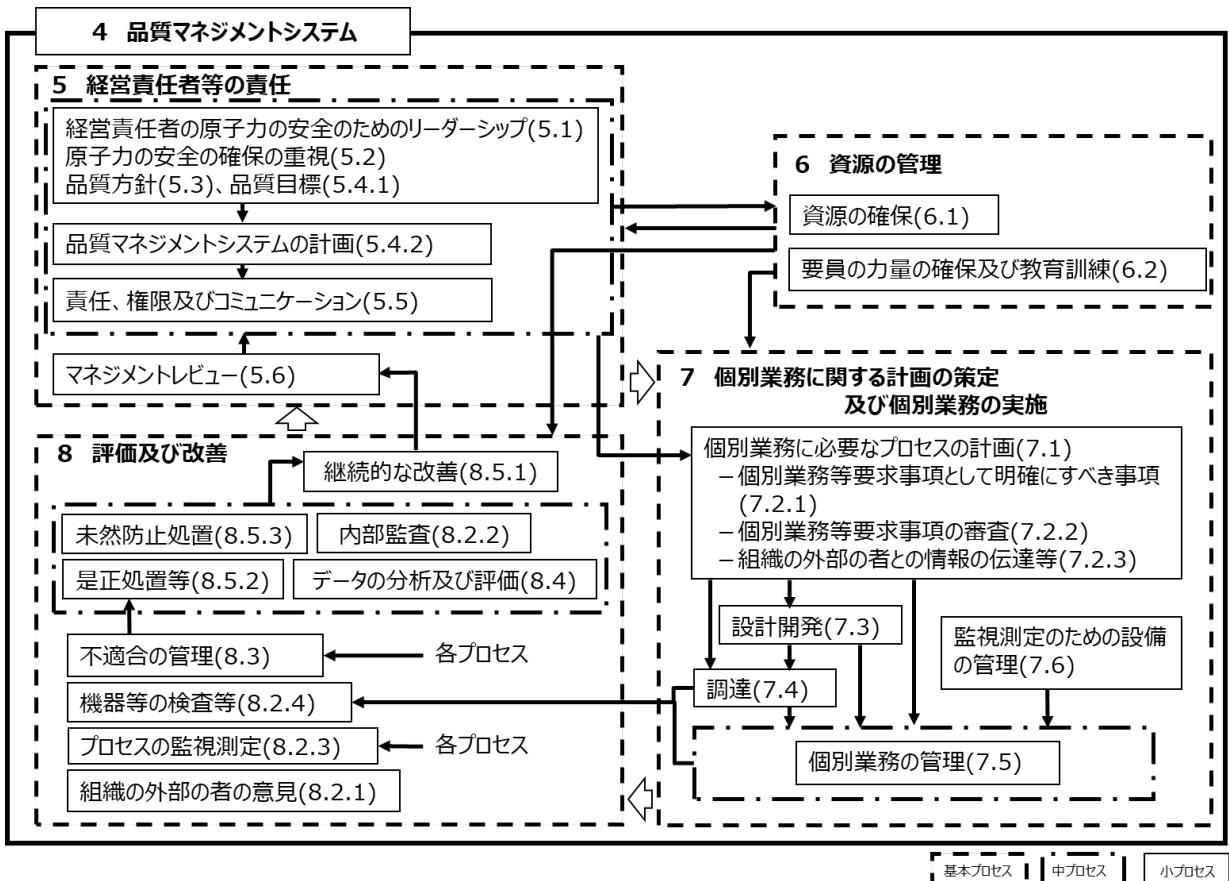


図1 プロセス関連図

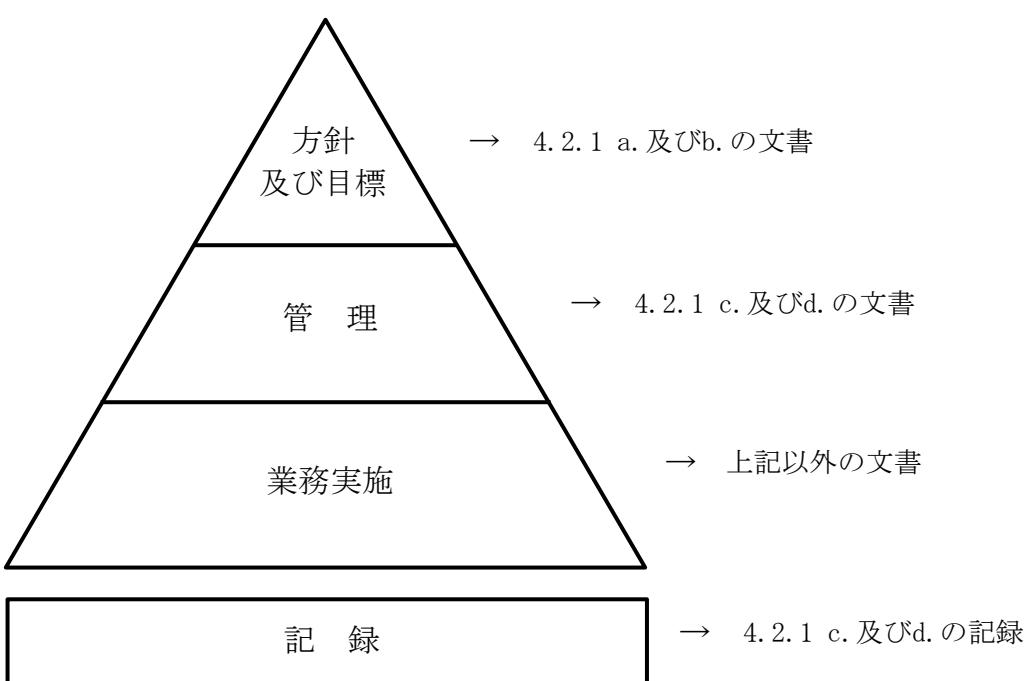


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係（その1）

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメント システム計画 以外の 保安規定 関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）	事業部長	—
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第12条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第10条
		燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要領	事業部長	第11条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係（その2）

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画 以外の 保安規定 関連条項
6.2	要員の力量 の確保及び 教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	—
7.1	施設管理	燃料製造事業部 施設管理要領	事業部長	第52条～第55条
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	第53条
		燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領	事業部長	第53条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検 査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第55条
7.6	監視測定の ための設備 の管理	燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	—
8.3	不適合の管 理	トラブル情報等の社外への共有要 則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理		
8.5.2	是正処置等	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.3	未然防止処置		

第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)

第6条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

(職務)

第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (7) 燃料製造計画部長は、保全プログラムの策定に関する業務を行う。
- (8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
- (9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (10) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。
- (11) 事業者検査課長は、使用前事業者検査に関する施設管理の業務を行う。
- (12) 安全管理課長は、建設工事に係る作業管理に関する業務を行う。
- (13) 教育課長は、保安教育の計画及び実施に関する業務を行う。
- (14) 建設管理課長は、作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に関する施設管理の業務を行う。
- (15) 保安管理課長は、保安活動に関する統括及びこの規定の変更に関する業務を行う。また、核燃料取扱主任者の指揮の下で第9条に定める核燃料取扱主任者の職務等を補佐する。
- (16) 許認可業務課長は、加工施設の事業変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の申請に関する業務を行う。
- (17) ペレット機械課長は、燃料加工建屋の機械設備（原料の受け入れからペレット加工の設備まで、換気空調設備（ローカルクーラ、パッケージを含む。）、固体廃棄設備、及び重大事故等

対処設備（可搬型、局所消火装置を含む。）に関する施設管理の業務を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）

- (18) 集合体機械課長は、燃料加工建屋の機械設備（燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備（消火装置を含む。）、分析設備、及び液体廃棄設備（海洋放出管理系を含む。）（換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む。）に関する施設管理の業務を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）
- (19) 電気設備課長は、燃料加工建屋の電気設備に関する施設管理の業務を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）
- (20) 計装設備課長は、燃料加工建屋の計装設備（放射線管理設備を含む。）に関する施設管理の業務を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）
- (21) 土木課長は、貯蔵容器搬送用洞道に関する施設管理の業務を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）
- (22) 建築課長は、燃料加工建屋に関する施設管理の業務を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）
- (23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「施設所管課長」という。）は、施設の管理及び工事等に関する業務を行う。
- (24) 第55条に定める使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。

（核燃料取扱主任者の選任）

第8条 加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。

- 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。
- 3 核燃料取扱主任者は、第7条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。

（核燃料取扱主任者の職務等）

第9条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。

- (1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に意見を具申すること。
 - (2) 保安上必要な場合は、保安活動に従事する者へ指示すること。
 - (3) 第70条に定める保安教育の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (4) 法に基づく報告を確認すること。
 - (5) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。
 - (6) 前号の申請について、その内容を確認すること。
 - (7) 第71条に示す記録を確認すること。
 - (8) その他、保安の監督に関する必要なこと。
- 2 社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。
 - 3 保安活動に従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更
- (2) この規定の変更
- (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
- 2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 会議は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。

(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等)

第11条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項
- (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
- (3) この規定の変更
- (4) 加工施設の品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
- (5) 表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃
- (6) この規定に基づく保安教育の実施計画の策定及びその変更
- (7) その他事業部長が必要と認める事項
- 2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
- 3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。

- 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告を尊重する。

(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)

第12条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。

- 2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
- 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
- 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。

第4章 運転管理

(第13条 操作員の確保)

(第14条 巡視点検)

(第15条 マニュアルの作成)

(第16条 引継及び通知)

(第17条 設備運転開始前の確認事項)

(第18条 試験操作)

(第19条 火災発生時の体制の整備)

(第20条 内部溢水発生時の体制の整備)

(第21条 その他の自然災害発生時の体制の整備)

(第22条 資機材等の整備)

(第23条 重大事故等発生時の体制の整備)

(第24条 大規模損壊発生時の体制の整備)

(第25条 運転上の制限)

(第26条 異常発生時の基本的な対応)

(第27条 異常時の措置)

(第28条 異常収束後の措置)

第5章 核燃料物質の管理

(第29条 核燃料物質の運搬)

(第30条 核燃料物質の貯蔵)

第6章 放射性廃棄物管理

(第31条 放射性固体廃棄物の管理)

(第32条 放射性液体廃棄物の管理)

(第33条 放射性気体廃棄物の管理)

(第34条 放出管理用測定器の管理)

(第35条 頻度の定義)

第7章 放射線管理

(第36条 管理区域の設定及び解除)

(第37条 管理区域内における区域区分)

(第38条 管理区域内における特別措置)

(第39条 管理区域への出入管理)

(第40条 飲食及び喫煙の禁止)

(第41条 保全区域)

(第42条 周辺監視区域)

(第43条 線量の評価)

(第44条 床、壁等の除染)

(第45条 外部放射線に係る線量当量率等の測定)

(第46条 放射線測定機器の管理)

(第47条 管理区域外からの搬入及び運搬)

(第48条 管理区域外等への搬出及び運搬)

(第49条 MOX燃料加工施設外からの運搬)

(第50条 MOX燃料加工施設外への運搬)

(第51条 協力企業への放射線防護)

第8章 施設管理

(施設管理計画)

第52条 加工施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

1 施設管理方針及び施設管理目標

(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。

また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。

(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。

また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

2 保全プログラムの策定

事業部長は、燃料製造計画部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。

また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2参照）を踏まえ、保全プログラムの見直しを行わせる。

3 保全対象範囲の策定

施設所管課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。

4 施設管理の重要度の設定

4.1 設計及び工事の重要度の設定

(1) 施設所管課長は、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。

(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。

5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

(1) 施設所管課長は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。

(2) 施設所管課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。

また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

(3) 施設所管課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関するこを含める。

(4) 施設所管課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6 施設管理実施計画の策定

- (1) 燃料製造建設所長は、3の保全対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する6.1及び6.2の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。
- a. 施設管理実施計画の始期及び期間
 - b. 加工施設の設計及び工事の計画
 - c. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期
 - d. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - e. 加工施設の設計、工事及び点検等の結果の確認及び評価の方法
 - f. 上記e.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること
 - g. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること
- (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、6.1及び6.2の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。
- a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験
 - b. 使用環境及び設置環境
 - c. 劣化、故障モード
 - d. 機器の構造等の設計的知見
 - e. 科学的知見
- (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1及び6.2の計画を策定する。

6.1 設計及び工事の計画の策定

- (1) 施設所管課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。
- (2) 施設所管課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第55条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）、第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。

6.2 特別な保全計画の策定

- (1) 施設所管課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 施設所管課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 点検の実施時期

7 施設管理の実施

- (1) 施設所管課長及び事業者検査課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。
- (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施に当たって、第53条による設計管理、第54条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査は、第55条に従う。
- (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の結果について記録する。

8 施設管理の結果の確認・評価

- (1) 施設所管課長及び事業者検査課長は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態であることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。
- (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{※2}まで確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

- (1) 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。
 - a. 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合
- (2) 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
- (3) 施設所管課長は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。

10 保全の有効性評価

施設所管課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (1) 施設所管課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性評価を評価する。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合せて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移

c. トラブル等運転経験

d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ

e. リスク情報、科学的知見

- (2) 施設所管課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

11 施設管理の有効性評価

- (1) 事業部長は、定期的に施設所管課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (2) 施設所管課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

- (1) 設計要件（第5条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第53条で実施する設計に対する要求事項をいう。）
- (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。）
- (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）

13 情報共有

施設所管課長は、「燃料製造事業部 施設管理要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と共有する。

（設計管理）

第53条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

- 2 施設所管課長は、第1項において第5条7.3の適用の対象と判断した場合、第5条7.3に従って設計を実施する。

なお、本条に基づき実施する第5条7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第55条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

（作業管理）

第54条 施設所管課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

2 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。

- (1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
- (2) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取
- (3) 作業工程の管理
- (4) 使用開始までの作業対象設備の管理

(使用前事業者検査の実施)

第55条 品質保証部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。

2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第52条6.1(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。

3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

- (1) 検査の実施体制を構築する。
- (2) 検査要領書※¹を定め、検査を実施する。
- (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - a. 設工認に従って行われたものであること。
 - b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
- (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号a. 及びb. の基準に適合することを最終判断する。

4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

- (1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者
- (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者
- (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。

6 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。

- (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。
- (2) 検査に係る記録の管理を行う。
- (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

7 建設管理課長は、検査の実施時期及び検査が第52条6.1(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- b. 機能及び性能を確認するために十分な方法
- c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

(第56条 定期事業者検査の実施)

(第57条 加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

第9章 緊急時の措置

(第58条 原子力防災組織)

(第59条 原子力防災組織の要員)

(第60条 緊急作業従事者の選定)

(第61条 原子力防災資機材等の整備)

(第62条 通報経路)

(第63条 緊急時演習)

(第64条 通報)

(第65条 緊急時体制の発令)

(第66条 応急措置)

(第67条 緊急時における活動)

(第68条 緊急作業従事者の線量管理等)

(第69条 緊急時体制の解除)

第10章 保安教育

(保安教育)

第70条 教育課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表2の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容
 - (2) 保安教育の実施時期
 - (3) 保安教育の方法
- 2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、燃料製造安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。
 - 3 教育課長は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、別表2に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。
 - 4 事業部長は、教育課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要するとの判断した場合は必要な措置を講じる。
 - 5 教育課長は、第3項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。

第11章 記録及び報告

(記録)

第71条 各職位は、別表3に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。

(第72条 報告)

第12章 核燃料物質の搬入を開始する前までに定める事項

(核燃料物質の搬入を開始する前までに定める事項)

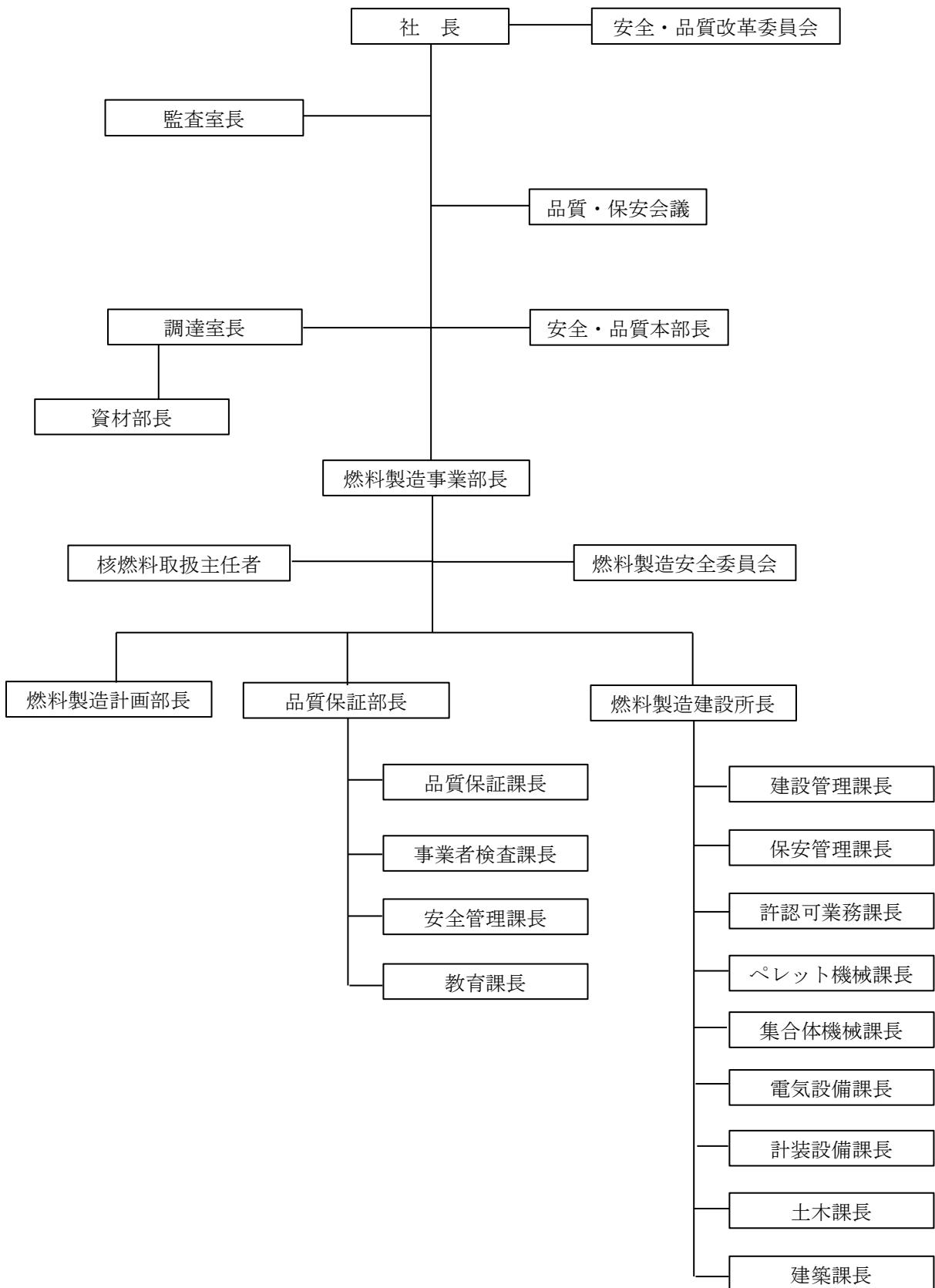
第73条 核燃料物質の搬入を開始する前までに、第13条から第51条、第56条から第69条及び第72条の条文を定める。また、本規定の条文についても、核燃料物質の搬入を開始する前までに必要な変更を行う。

附 則(令和 2 年 9 月 16 日 原規規発第2009163号)

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。
2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した使用前事業者検査の結果の記録は、第71条に基づき保存する。
3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第71条に基づき保存する。

附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。



別表1 施設の管理に関する業務の担当課長

施設名称	施設所管課長
燃料加工建屋の機械設備（原料の受け入れからペレット加工の設備まで、換気空調設備（ローカルクーラ、パッケージを含む。）、固体廃棄設備（※2）、及び重大事故等対処設備（可搬型、局所消火装置を含む。）（※2））	ペレット機械課長
燃料加工建屋の機械設備（燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備（消火装置含む。）、分析設備、及び液体廃棄設備（海洋放出管理系（※2）を含む。）（換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む。）	集合体機械課長
燃料加工建屋の電気設備	電気設備課長
燃料加工建屋の計装設備（放射線管理設備（※1）を含む。）	計装設備課長
貯蔵容器搬送用洞道（※2）	土木課長
燃料加工建屋	建築課長

(※1) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共に用する部分を含む。

(※2) 再処理施設と共に用する部分を含む。

別表2 保安教育実施方針

保安教育項目	内 容	実施時期	区 分	
			社員等	請負事業者等※
関係法令及び保安規定の遵守に関するこ と (60分以上)	法及びその関係法令のうち MOX燃料加工事業に係る事 項、MOX燃料加工施設保安規 定並びに品質マネジメント システムに関する基礎知識	入所時	◎	○
		1回／年	◎	—
		この規定の改正の都度	◎	○
加工施設の構造、性能及 び操作に関するこ と (60分以上)	加工施設に係る設備の構 造、性能及び操作に関する 基礎知識	入所時	◎	○
		1回／年	◎	—

◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象

※：請負事業者等に係る教育内容、時間及び対象者については、業務内容に応じて設定する。また、入所時の教育については、
1回/3年にて再教育を実施する。

別表3 保安に関する記録（その1）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
1. 加工施設の施設管理（加工規則※第7条の4第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設所管課長	施設管理を実施した加工施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間
(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	品質保証課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

※ 以降「加工規則」を「核燃料物質の加工の事業に関する規則」と読み替える。

別表3 保安に関する記録（その2）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
2. 放射線管理記録 ^{*1} (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	10年間
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	10年間
(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

*1：線量等の記載については線量告示第3条に基づくものとする。

別表3 保安に関する記録（その3）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	1年間
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

別表3 保安に関する記録（その4）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
3. 操作記録 (1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	1年間
(2) 保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量の値	連続して	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	1年間
(3) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	1年間
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	1年間
(5) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	1年間
4. MOX燃料加工施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(3) 事故の原因	その都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

別表3 保安に関する記録（その5）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
(4) 事故後の処置	その都度	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速	連続して	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	10年間
(2) 降雨量	連続して	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	10年間
(3) 大気温度	連続して	核燃料物質の搬入を開始する前までに定める	10年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画	策定の都度	教育課長	3年間
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	教育課長	3年間
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	教育課長	3年間
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書で定められた作成責任者 ^{※2}	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間

※2：社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録の作成及び保存は安全・品質本部長、監査室長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録の作成及び保存は監査室長、調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録の作成及び保存は資材部長、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録の作成及び保存は品質保証課長とする。

別表3 保安に関する記録（その6）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間
加工規則第3条の11に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間